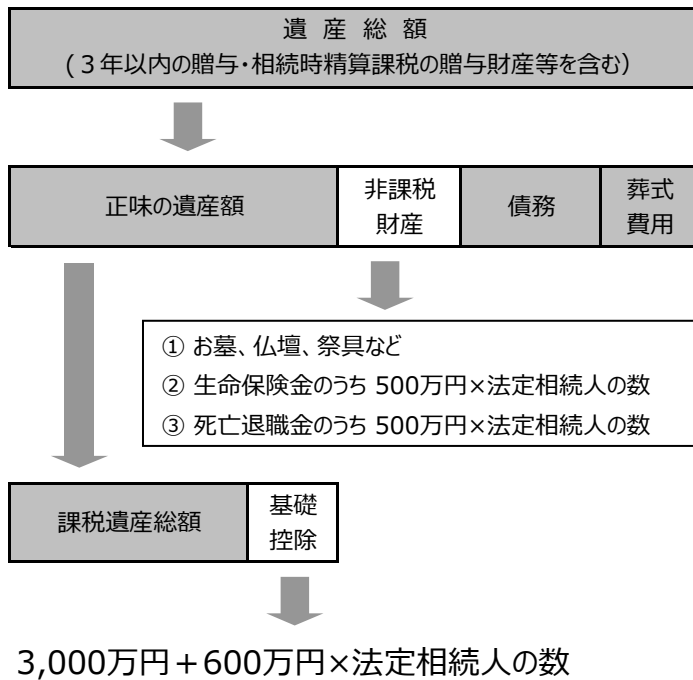


## 1 相続税のしくみ

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや遺言によって財産を取得したときに納める税金です。亡くなられた人を被相続人、相続によって財産を受け継いだ人を相続人といいます。相続人の住所が、国内にあるか国外にあるかにより、課税される財産の範囲が異なります。相続開始時に相続人が死亡している場合などは、代襲相続の制度があります。

下図の正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合相続税はかかりませんが、超える場合は相続税の申告が必要です。この場合、相続税の総額は実際の遺産分割にかかわらず各相続人が法定相続分で財産を取得したものと計算します。



正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は相続税の申告が必要です。この場合、相続税の総額は実際の遺産分割にかかわらず、各相続人が各相続人が法定相続分で財産を取得したものと計算します。

法定相続分

	配偶者あり	配偶者なし
子がいる	配偶者 1/2	子 100%
	子 1/2	
子がいない	配偶者 2/3	親 100%
	親 1/3	
子も親もいない	配偶者 3/4	兄弟姉妹 100%
	兄弟姉妹 1/4	

相続税の計算をする場合の法定相続人の数は、次のように取り扱われます。

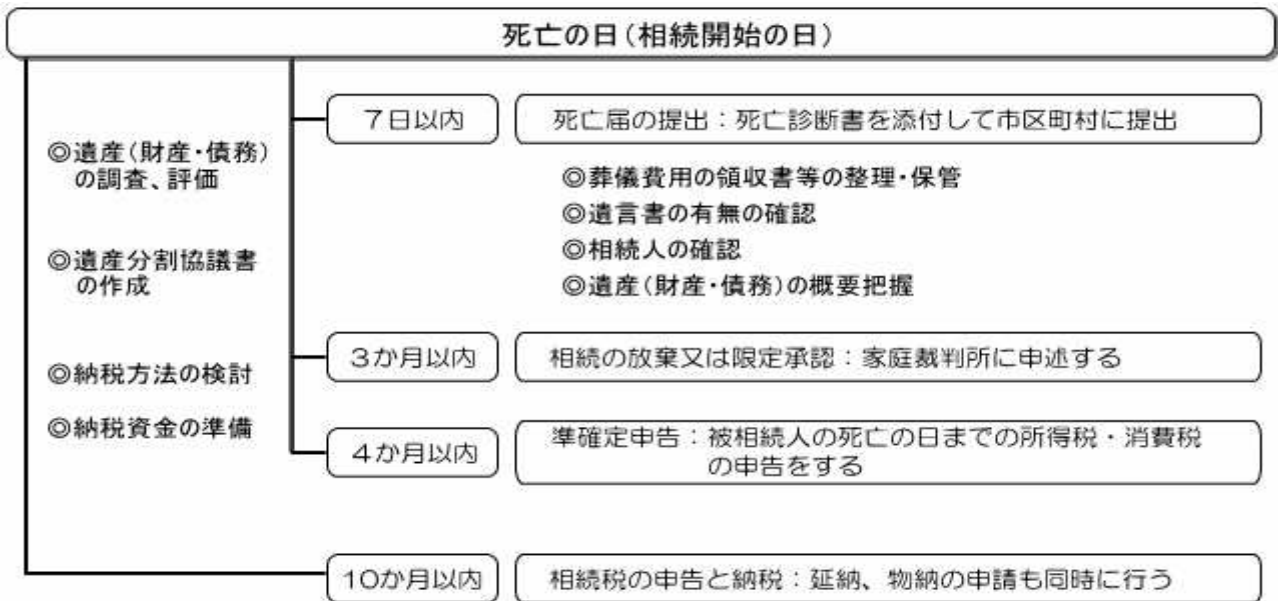
- (1) 相続の放棄があった場合には、その放棄はなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

## 2 相続財産となるもの

- [1] 相続財産…被相続人の死亡の日に所有していた現金・預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権など一切の財産
- [2] みなし相続財産…被相続人の死亡に伴って支払われる退職金や生命保険金など
- [3] 3年以内に贈与を受けた財産…相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産
- [4] 相続時精算課税制度選択者の課税財産…贈与時の価額で相続財産に加算
- [5] 贈与税の納税猶予を受けた非上場株式…贈与時の価額で相続財産に加算
- [6] 非課税財産
- [7] 相続財産から控除できる債務・葬式費用…借入金などの債務のほか、未払税金、お通夜や葬式費用。※ただし法事や香典返しの費用は葬式費用に含まれない。

### 3 相続税の申告・納付までのタイムスケジュール

相続は、肉親の突然の死亡・葬儀・その他の行事が取り込み、相続税の申告期限まで短く感じるものです。申告手続きは、できるだけ早めに、相続人全員の協力のもとに円滑に進めるようにしましょう。



#### 申告に必要な添付書類

- ①戸籍謄本、除籍謄本
- ②遺言書、遺産分割協議書のコピー
- ③相続人全員の印鑑証明書
- ④預貯金・借入金等の残高証明書
- ⑤不動産の登記事項証明書、地積測量図または公図のコピー
- ⑥固定資産評価証明書など

税理士は税務の専門家です。  
相続対策はもちろん相続税の納税方法や  
遺族の生活設計など、早めにご相談ください。



### 4 遺産の分割方法

遺言書どおりに分割する指定分割と、遺言書がない場合などには、相続人全員で協議して分割を決める協議分割があります。協議分割には相続人全員の出席と同意が必要です。

申告したあとに分割のやり直しをすると、分割し直した遺産について、相続人間で贈与があったものとして、もらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは慎重に行う必要があります。

### 5 遺留分

遺留分とは民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。

- 割合は (1) 相続人が親・祖父母のみの場合は財産の 1/3  
(2) 配偶者のみ、子のみ、配偶者と親・配偶者と子の場合は 1/2  
(3) 兄弟姉妹には遺留分はない

遺言をする場合は、相続人の遺留分についても配慮が必要です。

遺留分割合×法定相続分割合＝遺留分

## アウローラ税理士法人

AURORA tax accountant corporation

札幌市東区北50条東7丁目7番8号 第2北舗ビル 3階

